

芦屋市子ども・子育て支援事業計画

(芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画)

【 中間まとめ 】

意見の応募について

本市では、「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」の策定作業を進めています。このたび中間案がまとまりましたので市民の皆さんの意見を募集します。

募集期間

10月〇〇日～11月〇〇日

応募方法

ご意見を文書（様式自由）にし、テーマ（件名）・住所・氏名・電話番号を明記し、こども政策課窓口へ持参、または郵送・FAX・Eメールのいずれかで、下記へ提出してください。

※Eメールで提出する場合は、メールに直接書き込むか、添付ファイル（WORD・テキストファイル・PDF）で提出してください。

※電話・窓口での口頭による意見は受け付けていません。

意見の公表

ご意見は、市の見解とともに、市ホームページ等で公表（氏名等は非公開）予定です。

※個別の回答はしません。

提出先

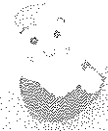
芦屋市こども・健康部こども政策課
郵送・FAX・Eメール

〒659-8501 住所不要

FAX : 38-2190

メールアドレス：info@city.ashiya.lg.jp

計画の趣旨



子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指します。

本市では、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉を「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の位置づけと期間



本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村に策定が義務づけられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。本計画の策定にあたっては、第4次芦屋市総合計画や関連する分野別計画との整合性を図り策定しています。

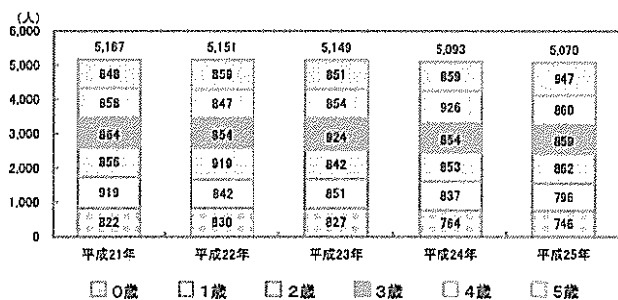
本計画は、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

芦屋市の現状（就学前児童）



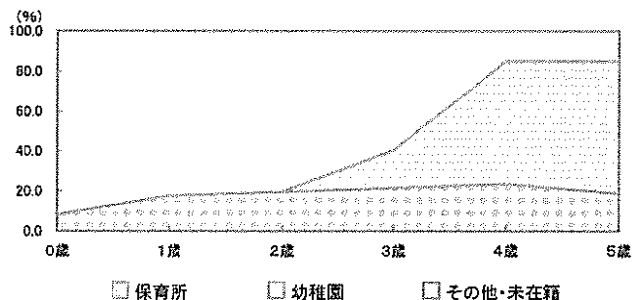
【 年齢別就学前児童数の推移 】

就学前児童数は年々減少しています。



【 年齢別就学前児童の施設在籍状況 】

保育所では、各年齢とも2割程度を占めており、幼稚園では4・5歳児が、6～7割程度を占めています。



計画の体系



本計画は、基本理念で掲げる「みんなで育てる芦屋っ子」を実現するため、(1) 子どもの育ちの視点、(2) 親としての育ちの視点、(3) 地域での支え合いの視点、(4) 子育て環境の充実の視点の基本的な視点と、下記の4つの基本目標で構成されています。

基本目標

施策の方向

(1) 家庭における子育てへの支援

すべての子育て家庭が、妊娠・出産期を経て乳幼児期の育児について、適切な助言やサービスを受けることができるようにします。また、親子同士の交流を通して気軽に相談できる場を提供することにより、必要な世帯に支援が行き届き、様々な世代の人々が身近な地域で子育てを支援できる環境づくりを推進します。

- ① 多様な子育て支援サービス環境の整備
- ② ひとり親家庭の自立支援
- ③ 子育て家庭への経済的支援
- ④ 母と子どもの健康の確保
- ⑤ 子育ての悩みや不安への支援
- ⑥ 要保護児童への支援

(2) 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取り組みを進めます。

- ① 就学前教育・保育の体制確保
- ② 小学校への円滑な接続

(3) すべての子どもの育ちを支える環境の整備

地域の中で子ども同士が安全・安心に交流できるように、人々のつながりを支援しながら、居場所づくりに取り組みます。

また、配慮が必要な子どもの特性に合わせた継続的な支援や保護者の立場に立った支援を充実し、安心して地域で生活できるまちづくりを進めます。

- ① 地域における子どもの居場所づくりの推進
- ② 安全・安心なまちづくりの推進
- ③ 配慮が必要な子どもとその保護者への支援

(4) 仕事と子育ての両立の推進

保護者が仕事を続けながら子育ての喜びを実感できる社会を作るために、子育てをめぐる多様なニーズに柔軟に対応できる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現できる働き方の支援に取り組みます。

- ① 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
- ② 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備

子ども・子育て支援事業計画



基本目標1 家庭における子育てへの支援

○子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ事業)

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行っています。引き続き現在の提供体制を継続していきます。

(年間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	34 人	33 人	32 人	31 人	30 人
実施箇所数 (確保方策)	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所
提供量	34 人	33 人	32 人	31 人	30 人

○地域子育て支援拠点事業(つどいの広場事業「むくむく」「ぷくぷく」「もこもこ」)

子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言を行う窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供しています。今後は、既存の施設の有効活用を検討し、さらに、拠点事業とは別に、既存の保育所、幼稚園の園庭開放や新たな認定こども園による子どもの居場所の確保に努めます。

(月間延べ人数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	4,279 人	4,199 人	4,051 人	3,918 人	3,788 人
実施箇所数(確保方策) (出張ひろば含む)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

○利用者支援事業(新規事業)

身近な場所での情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。今後は、市役所に支援にあたる専門相談員を配置し、事業を実施します。

(か所数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数 (確保方策)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

○幼稚園における一時預かり事業(市立幼稚園預かり保育)

現在、市立幼稚園においては全園で、預かり保育を実施しており、ニーズに見合った提供体制は確保されています。新制度においては私立幼稚園における預かり保育も一時預かり事業になることから、提供体制を充実していきます。

(年間延べ人数)

3歳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	12,503人	12,215人	12,306人	11,881人	11,486人
提供量	12,503人	12,215人	12,306人	11,881人	11,486人
4・5歳	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	46,487人	45,630人	43,834人	43,513人	42,763人
提供量	46,487人	45,630人	43,834人	43,513人	42,763人

○保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所の預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業が受け皿として担っています。今後は、現行の保育所だけでなく地域型保育事業を活用した一時預かり事業を検討し、様々な事業を周知していくことで提供体制の確保に努めます。

(年間延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	27,621人	27,087人	26,285人	25,651人	24,944人
提供量	27,621人	27,087人	26,285人	25,651人	24,944人
保育所等の一時預かり	11,647人	11,422人	11,084人	10,816人	10,518人
ファミリー・サポート・センター	15,974人	15,665人	15,201人	14,835人	14,426人

○子育て援助活動支援事業(小学生のみ)

小学生の放課後における一時的な預かりの受け皿としての役割を担っています。今後は、多様な選択肢の提供により放課後の居場所としてのニーズに見合う提供体制の確保に努めます。

(年間延べ人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	15,706人	15,839人	15,831人	15,811人	15,649人
提供量	15,706人	15,839人	15,831人	15,811人	15,649人

基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

○教育・保育

本市では、市立幼稚園の在籍者はゆるやかに減少傾向にあります。一方で保育所については定員枠を増やしているものの、年度はじめの入所待ち児童は平成16年以降、常に生じています。

今後は、将来の少子化に対応するため市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、親の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。

1・2歳児の保育ニーズについては、地域型保育事業による新たな確保方策を推進し、平成29年度末に待機児童の解消を目指します。

・3歳以上で教育を希望(1号認定)(幼稚園, 認定こども園を利用)

(人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	1,521人	1,491人	1,453人	1,430人	1,398人
提供量	2,105人	2,215人	2,410人	2,635人	2,725人
過不足 (提供量 - ニーズ量)	584人	724人	957人	1,205人	1,327人

・3歳以上で保育が必要(2号認定)(保育所, 認定こども園等を利用)

(人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	828人	811人	790人	777人	761人
提供量	698人	788人	888人	858人	888人
過不足 (提供量 - ニーズ量)	-130人	-23人	98人	81人	127人

・0歳から2歳で保育が必要(3号認定)

(保育所, 認定こども園, 地域型保育事業を利用)

(人数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	744人	733人	708人	684人	661人
提供量	513人	644人	738人	748人	774人
過不足 (提供量 - ニーズ量)	-231人	-89人	30人	64人	113人

基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

○放課後児童健全育成事業

保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護が受けることのできない小学1～3年生の健全育成を図るため、受け入れを実施しています。今後、学校施設の活用のもと、専用区画の確保と整備に努めます。高学年への拡大は、新しい放課後子どもプラン（教室型）事業と併せて今後5年間の計画の中で提供体制の確保に努めます。

（年間延べ人数）

低学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	322人	325人	325人	325人	321人
提供量	322人	325人	325人	325人	321人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人
高学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	143人	145人	145人	144人	143人
提供量	54人	73人	91人	108人	143人
過不足	-89人	-72人	-54人	-36人	0人

基本目標4 仕事と子育ての両立の推進

○時間外保育事業

通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行っています。今後、計画の中で教育・保育施設や地域型保育事業の整備を行い、提供体制を確保していきます。

（人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	642人	630人	611人	596人	580人
提供量	642人	630人	611人	596人	580人

○病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、子育て社会のセーフティネットの一つとして、芦屋病院内において実施しています。利便性を考慮して今後5年間の計画の中で受け入れ箇所を増やし、提供体制の確保に努めます。

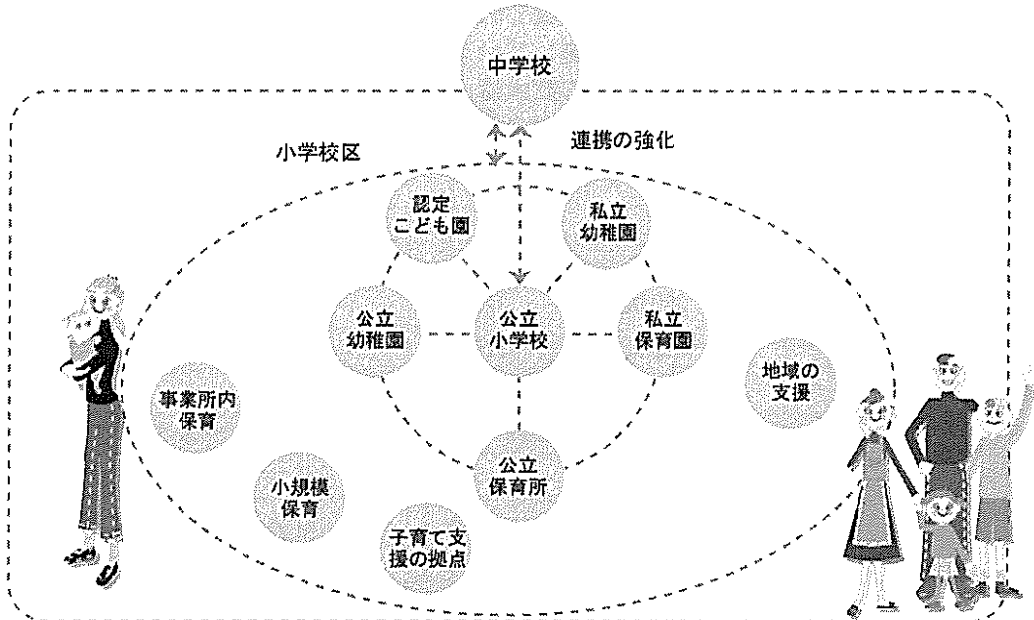
（年間延べ人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	188人	187人	182人	180人	177人
提供量	188人	187人	182人	180人	177人

教育・保育提供区域の設定

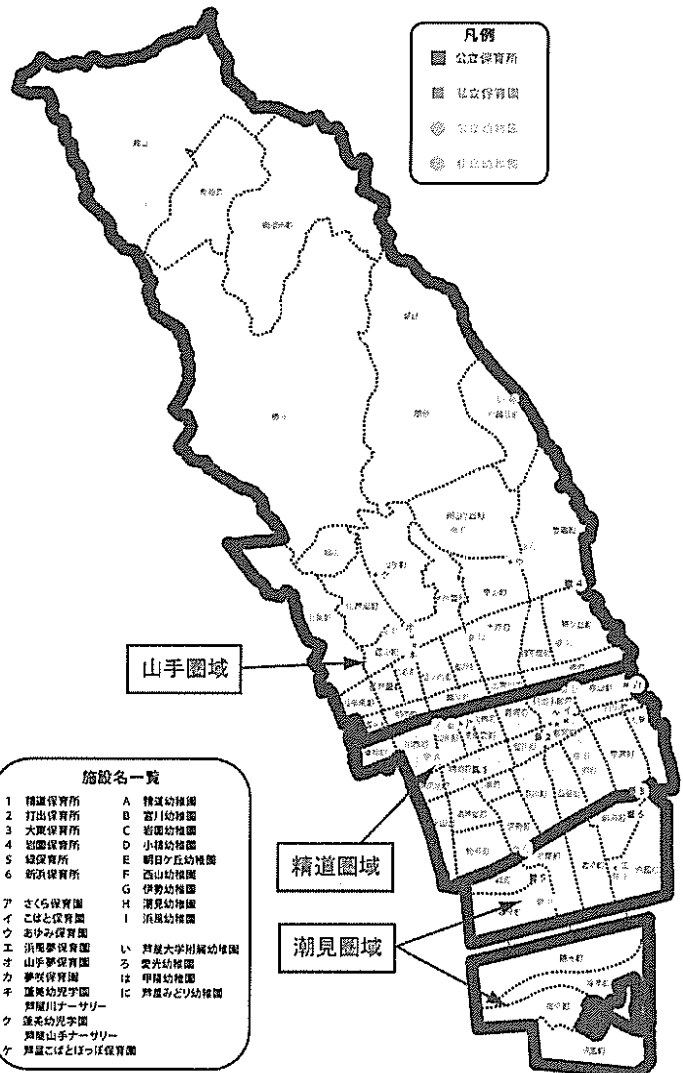


【 本市における子ども・子育て支援体制のイメージ 】



身近な地域で豊かな教育・保育が受けられるまち

本市では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから、福祉の事業や計画等に「日常生活圏」として共通して用いられている中学校区（山手・精道・潮見の3圏域）を教育・保育提供区域の基本とします。



発行：芦屋市 子ども・健康部 子ども政策課
住所 〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
電話番号 0797-38-2180 F A X 番号 0797-38-2190